

新型コロナウイルス感染症関連の個人・世帯への各種支援の概要について〔R3.3.23時点〕

給付①

全ての方へ	特別定額給付金 ※	一律1人当たり10万円の給付 給付済	企画部企画課総合調整係 TEL 0561-76-8105
児童手当を受給されている方へ	子育て世帯への臨時特別給付金 ※	児童手当を受給する世帯(令和2年4月分の対象となる児童)に対し、臨時特別給付金(一時金)を1万円を給付※特例給付受給世帯を除く 給付済	こども子育て部こども課家庭係 TEL 0561-76-8149
ひとり親世帯へ	ひとり親世帯臨時特別給付金(市独自) ※	令和2年4月分の児童扶養手当対象世帯の方へ児童1人あたり2万円給付 給付済	こども子育て部こども課家庭係 TEL 0561-76-8149
	ひとり親世帯臨時特別給付金(国)(申請は令和3年2月26日まで) ※	収入の減少に対する支援として、18歳以下の児童を養育しているひとり親世帯等の方へ1世帯5万円給付 給付済	こども子育て部こども課家庭係 TEL 0561-76-8149
	ひとり親世帯臨時特別給付金(国)再支給 ※	ひとり親世帯臨時特別給付金(国)の「基本給付」の支給を受けている方に「ひとり親世帯臨時特別給付金」を再支給 給付済	こども子育て部こども課家庭係 TEL 0561-76-8149
離職等により住居を失った(失う恐れのある)世帯へ	住居確保給付金	住居を失った又は失う恐れのある世帯に、期限を定めて家賃相当額を給付	健康福祉部福祉政策課福祉相談係 TEL 0561-76-8139
感染又は感染の疑いによる休暇のため、給与が支給されなかった方へ	傷病手当金(国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者)	被用者のうち、感染又は発熱等の症状があり感染の疑いによる休暇のため、給与が支給されなかった場合の給付	健康福祉部保険医療課 国保年金係 TEL 0561-76-8151 高齢者医療係 TEL 0561-76-8153
就学援助世帯へ	就業援助世帯への生活応援給付金 ※	就学援助世帯へ児童生徒1人につき1万円給付 給付済	教育委員会学校教育課庶務係 TEL 0561-76-8176
令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した乳児の母親へ	出産特別給付金(申請は令和3年5月31日必着)(母親は令和2年4月27日から申請日まで継続して本市の住民基本台帳の要記録)	感染症の予防に努めながら妊娠期を過ごした保護者及び乳児を支援するため、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した乳児の母親に、出生した乳児1人につき10万円を給付	こども子育て部こども未来課 こども政策係 TEL 0561-76-8148

新型コロナウイルス感染症関連の個人・世帯への各種支援の概要について〔R3.3.23時点〕

<p>給付 ②</p>	<p>中小企業に勤務する労働者で休業中に賃金を受けられなかった方へ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対して、申請により、支援金・給付金を支給（休業前の1日あたりの平均賃金×80%×（各月の日数－就労した又は労働者に事情で休んだ日数））11,000円を上限</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276</p>
<p>貸付</p>	<p>収入が大きく減った方へ</p>	<p>緊急小口資金 総合支援資金</p>	<p>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付</p>	<p>尾張旭市社会福祉協議会 TEL 0561-54-4540</p>
<p>期間の延長等 ①</p>	<p>税金の納付が困難な方へ</p>	<p>納税の猶予</p>	<p>収入が大幅に減少した等の事情により市税の納付が困難な方に対する納税の猶予</p>	<p>総務部収納課収納係 TEL 0561-76-8121</p>
	<p>軽自動車を取得した方へ</p>	<p>軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長</p>	<p>軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を9か月延長（令和3年12月31日までに取得したものが対象）</p>	<p>名古屋東部県税事務所資料管理課 TEL 052-953-7865</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により中止等された芸術・スポーツイベントのチケット払戻しを受けられないことを選択した方へ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</p>	<p>指定イベントのチケット払戻しを受けないことを選択した場合、申告をすることにより、その金額分（上限あり）を「寄附」とみなし税優遇（寄附金税額控除）</p>	<p>総務部税務課市民税係 TEL 0561-76-8117 （参加イベントが対象かどうかについては、文化庁・スポーツ庁等のホームページで確認してください）</p>
	<p>所得税において住宅ローン控除が適用されている方へ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</p>	<p>所得税において住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限（令和4年12月31日）に遅れたが、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たし特例措置の対象となったものについて、地方税についても税額控除</p>	<p>総務部税務課市民税係 TEL 0561-76-8117</p>

新型コロナウイルス感染症関連の個人・世帯への各種支援の概要について〔R3.3.23時点〕

期間の延長等②

市・県民税申告書を御提出の方へ

令和3年度市・県民税申告書の提出期限延長

令和3年度の市・県民税申告書の提出期限を令和3年4月15日(木)まで延長

総務部税務課市民税係
TEL 0561-76-8117

住民票、戸籍、マイナンバーに関する手続きがしたい方へ

住民異動の届出期間の延長

転入・転出届・世帯変更等の異動手続きについて、異動した日から14日を経過しても手続きができるように届出期間を延長(郵送でも受付可)

マイナンバーカードの交付期間の延長

マイナンバーカードの受け取りについて、交付通知書に記載されている期限を経過した場合でも受けとることができるように期間を延長

市民生活部市民課市民係
TEL 0561-76-8130

マイナンバーカードの電子証明書の更新

電子証明書の更新手続きは、有効期限経過後も更新手続きが可能

マイナンバーカードの交付申請書の再発行

電話、電子申請が可能

後期高齢者医療保険料の納付が困難な方へ

後期高齢者医療保険料の支払猶予

一定の収入減少等の要件に該当する場合で、納付が困難な方に対する納付の猶予

健康福祉部保険医療課
高齢者医療係 TEL 0561-76-8153

介護保険料の納付が困難な方へ

介護保険料の支払猶予

一定の収入減少等の要件に該当する場合で、納付が困難な方に対する納付の猶予

健康福祉部長寿課介護保険係
TEL 0561-76-8144

市営住宅にお住まいで使用料の支払いが困難な方へ

市営住宅使用料の支払猶予

収入が大幅に減少するなどの事情により、納付が困難な方に対する納付の猶予

都市整備部都市計画課建築住宅係
TEL 0561-76-8158

水道料金等の納付が困難な方へ

水道料金・下水道使用料支払猶予

愛知県社会福祉協議会で緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方で、支払いが困難な方に対し、令和2年2月検針分から令和3年3月検針分までの水道料金と下水道使用料の納期限を2か月間猶予
※令和2年11月検針分までの申請受付は終了しています。

都市整備部上水道課経営係
TEL 0561-76-8168

新型コロナウイルス感染症関連の個人・世帯への各種支援の概要について〔R3.3.23時点〕

援助①

国民健康保険税の納税が困難な方へ	国民健康保険税の減免	事業の休廃止、失業等の理由で一定以上収入が減少し、生活が困難になり納付することが困難な方に対する減免	健康福祉部保険医療課国保年金係 TEL 0561-76-8151
後期高齢者医療保険料の納付が困難な方へ	後期高齢者医療保険料の減免	事業の休廃止、失業等の理由で一定以上収入が減少し、生活が困難になり納付することが困難な方に対する減免	健康福祉部保険医療課高齢者医療係 TEL 0561-76-8153
国民年金保険料の納付が困難な方へ	国民年金保険料の免除等	事業の休廃止、失業等の理由で一定以上収入が減少し、生活が困難になり納付することが困難な方に対する免除・猶予	健康福祉部保険医療課国保年金係 TEL 0561-76-8151
介護保険料の納付が困難な方へ	介護保険料の減免	事業の休廃止、失業等の理由で一定以上収入が減少し、生活が困難になり納付することが困難な方に対する減免	健康福祉部長寿課介護保険係 TEL 0561-76-8144
お子さんがいる子育て世帯の方へ	小中学校給食費無償化 ※	7月20日から8月31日までの夏休み短縮に伴う授業日の登校日14日分の学校給食費保護者負担分を免除 実施済	教育委員会学校教育課庶務係 TEL 0561-76-8176
	修学旅行等キャンセル費用の助成	感染症の影響により修学旅行や野外活動を中止する場合に発生するキャンセル料の保護者負担分を公費助成	教育委員会学校教育課学校教育係 TEL 0561-76-8178
小中学校の児童生徒へ	飲料水の個別配布 ※	小中学校の夏休み短縮に伴う授業日において、各児童生徒に飲料水を毎日1人1本配布 配布済	教育委員会学校教育課庶務係 TEL 0561-76-8176
乳児の保護者と妊婦へ	マスクの配布 ※	乳児の保護者と妊婦に対して使い捨てマスクを1人10枚配布(妊婦については、国配布の布製マスクに上乘せ) 配布済	健康福祉部健康課母子保健係 TEL 0561-55-6800
中止した乳児健康診査対象児の保護者へ	医療機関に支払った健康診査費用(対象者へ通知済み) ※	中止した3~4か月健康診査の対象児が医療機関で健康診査を受けた場合、その費用を助成(助成上限額6,230円/1人)	健康福祉部健康課母子保健係 TEL 0561-55-6800

新型コロナウイルス感染症関連の個人・世帯への各種支援の概要について〔R3.3.23時点〕

援 助 ②

尾張あさひ苑
を利用する方
へ



尾張あさひ苑
尾張旭市利用促進割引

感染拡大の影響で利用者が大幅に減少している尾張あさひ苑の利用者増を図るため、宿泊利用者の宿泊基本料相当額(大人3,000円・小学生以下1,200円)の利用料助成等を10月1日から実施

総務部財政課管財係
TEL 0561-76-8114

住居の確保が
困難な方へ



市営住宅の目的外使用

尾張旭市在住または勤務の方で、新型コロナウイルス感染症の影響で住居の確保が困難になった方に対して市営住宅(1室)の入居者を募集
方法: 先着順

都市整備部都市計画課建築住宅係
TEL 0561-76-8158

尾張旭市水道事業と給水契約を締結している全ての方へ



水道料金基本料金の免除 ※

水道料金の基本料金を令和2年8月請求分から6か月分免除(申請手続き不要) 終了

都市整備部上水道課経営係
TEL 0561-76-8168

全ての世帯へ



市営バス・あさび一号利用券配布 ※

市民の外出支援と地域活性化を図るため、10月に発行するクーポン付き情報誌と合わせて配布 配布済

都市整備部都市計画課交通施策係
TEL 0561-76-8157

高齢者の方へ



インフルエンザ予防接種費用の無償化 ※

インフルエンザの予防・重症化予防及び冬季の医療機関の混雑緩和を目的として、令和2年度の高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担金(1,200円)を無償化 終了

健康福祉部健康課母子保健係
TEL 0561-55-6800

生後6か月から
中学3年生までの方へ



インフルエンザ予防接種費用の助成 ※

インフルエンザの予防・重症化予防及び冬季の医療機関の混雑緩和を目的として、子どもや妊婦等のインフルエンザ予防接種の一部(1回あたり上限2,000円)を助成

(助成回数)
接種日に、満13歳未満は2回まで
満13歳以上は1回

(助成方法)
10月1日から令和3年2月末日までに対象者がインフルエンザ予防接種を受けた場合に助成 終了

※ 特定の疾患・・・心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(身体障害者手帳1級程度)

健康福祉部健康課母子保健係
TEL 0561-55-6800

高校1年生相当の年齢から満60歳未満の特定の疾患(※)を有する方へ



新型コロナウイルス感染症関連の個人・世帯への各種支援の概要について〔R3.3.23時点〕

援助③

感染者の方へ



在宅療養者への生活支援

在宅で療養する新型コロナウイルス感染者に対し、当面の生活に必要な日用品などの物資の提供等を行う

健康福祉部健康課健康増進係
TEL 0561-55-6800

障がいのある方等へ



あさひスマイルチケットの追加交付※

日常生活支援の強化と地域経済の回復を目的に、市内の登録店舗で利用ができる日常生活支援券「あさひスマイルチケット」を対象者に1万円を追加交付(通常1万円分を2万円に) **配布済**

健康福祉部福祉課障がい福祉係
TEL 0561-76-8142

16歳以上の方へ
(※今後、ワクチンの承認によって変わる可能性があります。)



ワクチン接種

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者を減らし、感染拡大を防止することを目的として、新型コロナワクチン接種を実施

新型コロナコールセンター
TEL 0561-55-0911

支援

Go To キャンペーン
地域経済回復のため



Go To トラベル事業
(内容が変更となる場合がありますので、詳細は随時確認してください。)

国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の35%を割引。加えて、宿泊・日帰り旅行代金の15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与。支援額は、1人1泊当たり2万円が上限(日帰り旅行は、1万円が上限)

Go To トラベル事務局コールセンター
＜一般利用者の方＞
TEL 0570-002-442
TEL 03-6636-9457



Go To Eat 事業
(内容が変更となる場合がありますので、詳細は随時確認してください。)

①県内の登録飲食店で使用できるプレミアム付食事券の発行。12,500円分の食事券を10,000円で購入が可能
②オンライン飲食予約の利用によるポイント付与。登録店舗でポイントを利用した飲食が可能

①GoToEatあいちキャンペーン事務局
TEL 052-433-3680
②GoToEatキャンペーンコールセンター
TEL 0570-279-200

新型コロナウイルス感染症関連の個人・世帯への各種支援の概要について〔R3.3.23時点〕

郵送請求

証明書等の郵送請求

納税証明、所得(非)課税証明、扶養証明、事業証明、評価証明、公課証明、資産証明、台帳等閲覧申請の郵送請求

所得(非)課税証明、評価証明書等は郵送による請求が可能

総務部収納課庶務係
TEL 0561-76-8120(納税証明)
総務部税務課
市民税係 TEL 0561-76-8117(所得(非)課税証明等)
土地係 TEL 0561-76-8118(評価証明等)
家屋償却係 TEL 0561-76-8119
(評価証明等)

住民票・戸籍などの証明書の郵便請求

住民票・戸籍などの証明書などの請求は郵送による請求が可能

市民生活部市民課市民係
TEL0561-76-8130

高齢者外出支援事業申請受付(タクシー・市営バス利用券)

高齢者外出支援事業のタクシー・市営バス利用券の申請は郵送による申請が可能

健康福祉部長寿課長寿支援係
TEL0561-76-8143